

韓国の労組法第2条第3条の改正を求める

韓日法律家団体共同宣言

2022年以降、韓国社会では黄色い封筒法制定の議論が再び社会的な話題になりました。この間、韓国社会で労働者が向き合うことになったストライキの現実には、まさに絶望的なものでした。例えば2022年当時、金属労組巨済（こじえ）統営（とんよん）高城（こそん）造船下請け支会の労働者らが、5年間に削減された賃金の正常化を要求してストライキを開始すると、元事業主である大宇（てう）造船海洋は、ストライキに参加した労働組合の幹部5人に470億ウォンの損害賠償請求訴訟で対応しました。同じく2022年にハイト真露（じんろ）の事業場で働く貨物連帯の組合員らが元事業主であるハイト真露に送料の引き上げを主張してストライキを開始すると、ハイト真露はストライキに参加した主要組合員らに27億ウォンの損害賠償請求訴訟で対応しました。大韓民国は、憲法第33条を通じて団体行動権をはじめとする労働三権を国民の基本権として宣言した国家です。労働者らが自らの労働条件改善のために、憲法上の基本権である団体行動権を行使したことが、数十億・数百億ウォン台の損害賠償請求訴訟の対象になる昨今の現実に、私たち韓日両国の法律家たちは深い憂慮と遺憾の意を表します。

私たち韓日両国の法律家は、国会で黄色い封筒法、すなわち労働組合法第2条および第3条改正案に対する迅速な処理がなされることを要求します。まず、労働組合法第2条が改正され、労働者らの労働三権を実質的に保障しなければなりません。▲労働組合法上の労働者の定義を改正し、特殊雇用職の労働者らに対して労働者性を認めるなど労働三権の行使を保障しなければなりません。▲労働組合法上の使用者概念を改正し、間接雇用労働者らに元事業主に対する団体交渉権と団体行動権を保障しなければなりません。間接雇用労働者らが労働三権を実質的に享有するためには、労働条件を実質的に支配・決定できる元事業主の使用性が認められなければなりません。▲最後に、労働組合法上の労働争議の概念を拡大し、整理解雇をはじめとする構造調整・権利紛争など労働者の社会・経済的地位と関連するすべての事案に対して、団体交渉権と団体行動権を行使できなければなりません。

さらに、労働組合法第3条の改正も必須です。仮に争議行為に対して損害賠償請求がなされる場合であっても、団体行動権の実効的保障と労働組合の存立のために、損害賠償請求に対する合理的な規制がなされなければなりません。具体的には、▲損害賠償請求の相手方を規制しなければなりません。労働組合以外に個人組合員に対する無差別的な請求は原則的に禁止されなければならず、不真正連帯責任の原則も相当部分制限されなければなりません。▲損害賠償請求の範囲を規制する必要があります。単純ストライキに対する損害賠償請求は禁止されるべきです。また、営業損失や固定費用などの仮定的な損害に対する請求も禁止されるべきです。▲損害賠償請求に対する減免請求権が認められなければなりません。争議行為の原因と経緯、賠償義務者の財政状態、被害拡大を防止するための使用者の努力の程度などを評価し、損害賠償の規模が合理的に制限されなければなりません。争議行為に対する損害賠償請求が、昨今の現実のように、使用者による労働組合に対する弾圧の手段に悪用されることがないようにするためには、損害賠償請求の相手方・範囲・内容などに対する実効的な規制が必要です。

2022年、大韓民国国会では、労働組合法第2条・第3条に対する多くの改正案が発議されましたが、いまだ具体的な立法はなされていません。国会所管の常任委員会である環境労働委員会さえ、労働組合法の改正案が十分に議論されていないのです。大韓民国はILO核心協約の批准国なので、国際規範に符合する水準の労働三権の保障が必要です。労働者の最後の叫び、切迫したストライキに対して数十億・数百億ウォンの損害賠償を請求し、憲法上の基本権である団体行動権を形骸化させる昨今の現実、国際規範の違反を論じる以前に、非人間的で許しがたいことです。私たち韓日両国の法律家は、韓国の労働者の労働三権保障のために、韓国国会として労働組合法第2条および第3条の改正案を迅速に処理することを要求します。

以上

2023年2月11日

韓国 民主社会のための弁護士会 労働委員会 委員長 弁護士 李庸宇

大阪労働者弁護団 代表幹事 弁護士 平方かおる